

## 学童保育対策(いわゆる「小1の壁」の打破)の規制改革(検討経過報告)

平成30年11月8日

規制改革推進会議 保育・雇用ワーキング・グループ  
座長 安念潤司

現在保育園等に通っている未就学児の多くは、数年後の放課後児童クラブの入所希望者と見込まれる。政府は待機児童解消を最重要政策の一つとし、学童保育においても、平成33年度末までの解消をめざした政策を推進しているが、未だ不十分と言わざるを得ない。その結果、共働き世帯の増加に比例して都市部のみならず地方においても学童保育の待機児童も増え続け、小学校入学にあたって放課後に子どもを預けられない「小1の壁」の問題が起きている。政府は「放課後子ども総合プラン(平成26年)」を策定し、平成31年までに、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童を対象とした放課後児童クラブと、すべての子供を対象とした放課後子供教室の両事業を、小学校内で「一体型」として1万か所以上で実施する目標を掲げた。しかし、平成29年度時点で「一体型」は4500箇所の整備に留まっているため、政府は、以下の事項について更なる改革すべき課題がないか答申に向けて検討を進めるべきである。

#### 1 小学生の放課後の居場所である学童保育の待機児童解消

放課後の子供の居場所である学童保育の待機児童解消には、(1)子どもに相応しい場所の確保、(2)多様な人材(担い手)の確保、(3)学童保育の質の確保、が必要である。それぞれの現状の問題点及び実施すべき事項は下記のとおりである。

##### (1) 子供に相応しい場所の確保

###### 【現状および問題点】

- 児童にとって移動が容易な小学校内への放課後児童クラブの設置率は5割程度に過ぎない。
- 待機児童を抱える市区町村の小学校に存在する、未活用の余裕教室の存在がわからない。
- 小学校施設利用時の事故発生等、責任の所在が不明確なため、小学校内への放課後児童クラブの設置が進まない。

###### 【改革の方向性】

- ① 市区町村ごとの待機児童数と未活用の余裕教室の有無、放課後児童クラブの設置状況が確認できるよう、情報公開を行うべきである。
- ② 小学校施設の管理運営責任の所在について、地方自治体内で取り決めを行いやすくする具体策を提供すべきである。

## (2) 多様な人材(担い手)の確保

### 【現状の問題点】

- 施設の責任者となりうる放課後児童支援員になるために必須の、認定資格研修の受講人数枠が限られ、希望者全てが受講できない自治体も存在する。
- 子どもが多様な年齢層と触れ合う機会が減少するなか、地域社会での活躍の場を求め、自身の居住地域での活躍の場や雇用先を求めている高齢者も少なくないが、その接点が少ない。
- 放課後児童支援員は、子供の発達段階に応じた育成支援はもとより、学校や地域との調整や組織の運営責任者として役割を担いながらも、期間の定めのある雇用形態や職務の重要性にそぐわない処遇であることも少なくないため、支援員の持つ能力と経験をキャリアとして正当に評価するための方策も検討すべきである。

### 【改革の方向性】

- ① 認定資格研修の受講人数枠の拡大を図るとともに、時間と場所に縛られない受講を可能とする方策も検討すべきである。
- ② 放課後児童支援員が高齢者の職業の一つとして選ばれる様な機会を作るべきである。

## (3) 質の確保等

### 【現状の問題点】

- 国は、放課後児童健全育成事業者に対して自己評価を求めているが、実施率は約 50%に留まり、評価内容にもバラつきがある。
- 子どもに向き合う時間を十分に確保するために、「一体型」を実施する場合は特に、事務手続きの負荷軽減を求める声がある。

### 【改革の方向性】

- ① 保育の質の向上を目指し、放課後児童健全育成事業者が自己評価を行いやすくするよう、評価すべき項目などを提供すべきである。
- ② 「一体化」を実施する事業者や地方自治体の負荷軽減策を検討すべきである。

以上